## $\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第 六 + 兀 号

に 規 和 改 定 五. 無 正 を + 線 す 適 五 設 用 年 備 郵 す 規 る 政 則 省 لح 告 昭 が 示 和 第 木 難 + 又 百 五. は 年 + 電 不 合 波 九 理 号 監 理 で あ 船 委 る 員 舶 会 ŧ に 設 規  $\mathcal{O}$ 置 及 則 U す 第 そ る +無 八  $\mathcal{O}$ 技 線 航 術 第 的 行 兀 条  $\mathcal{O}$ + 件 た 8 八 を 定 条  $\mathcal{O}$ 第  $\Diamond$ V ] 三 る ダ 件 項 ]  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ で 無 定 部 線 に 設 基 を 備 づ 次 き、  $\mathcal{O}$ 規 ょ 則 昭 う  $\mathcal{O}$ 

令 和 元 年 六 月 十 日

る

象 線 定  $\mathcal{O}$ 次 は 規 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定 付 傍 表  $\mathcal{L}$ と 線 に L た ょ れ を 規 を 7 付 ŋ 加 移 定 L え 動 た 改 る。 以 部 L 正 下 分 前 改  $\mathcal{O}$ 欄  $\neg$ 正 対 ょ に う 象 掲 後 欄 12 規 げ 12 定 改 る 掲  $\Diamond$ 規 げ کے 定 る 改 11  $\mathcal{O}$ う。 正 傍 対 象 前 線 規 欄 を 定 は 及 付 で U L 改 改 改 た 部 正 正 正 前 後 分 前 欄 を 欄 欄  $\sum_{i}$ に に に ک 掲 対 れ げ 応 に れ る に L 順 対 対 7 次 応 象 掲 対 総 す 規 げ 応 務 る 定 る す 大 を そ ŧ る 臣 改  $\mathcal{O}$ 改  $\mathcal{O}$ を 標 正 正 石 記 掲 後 後 田 げ 欄 部 欄 分 7 に に 真 掲 に 掲 敏 な げ げ 重 る 11 る

ŧ

対

傍

規

| [一: (二) 同上]   | [(··(二) 略]  |
|---|---|
| 1 前項第一号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。                                | 2 前項第二号に掲げるレーダーは、次に掲げる条件に適合すること。  |
|   | 八 繰り返し周波数を変動する機能を有し、かつ、起動時に動作状態にあること。   |
|   | と)を超えないこと。  |
|   | 出  操り返し周波数は、三、〇〇〇ヘルツ(変動率は(±)二五パーセントを超えないこ   |
|   | F三N電波の周波数掃引時間は二二マイクロ秒を超え二ミリ秒以下であること。 く。)のパルス幅は二二マイクロ秒以下及びQ○N(FM/CWの場合に限る。)又は        |
|   | 対 PON電波のパルス幅は一・二マイクロ秒以下、Q○N電波(FM/CWの場合を除  |
|   | <ul><li>団 小型、かつ、軽量であり、小型船舶において使用するのに適したものであること。</li></ul>                           |
|   | こと。   |
|   | 設備規則第四十八条第一項第七号の条件に適合するものであること。   |
|   | を減じた値が一一○咄以下であること。  |
|   |   |
|   | が一一○凪以下であること。ただし、P○N電波成分とQ○N電波成分の占有周  |
|   | は、それを構成するP○N電波成分及びQ○N電波成分の占有周波数帯幅を合篁のでは、「)」では「「」」では「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「  |
|   | □ 指定周波数帯の範囲は、九・三 咄から九・五 咄までとし、V○N電波を用いる場合   |
|   |   |
| [新設]  |   |
| 二 [同上]  |   |
| 九・五 昭までの周波数の電波を使用するレーダー以外のレーダー                                  | レーダー以外のレーダー   |
| 2 二・九二mから三・一mまで、五・四六mから五・六五mまで及び九・三二mから                         | 3 │ 一・九 朏から三・ │ 朏まで及び九・三 朏 から九・五 朏までの周波数の電波を使用する                                    |
| 導体素子を使用するものを除く。)<br>つて、現用する施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半    | 半導体素子を使用するものを除く。)<br>レーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて                      |
| 1 空中線電力が五キロワツト未満のもの(三一品帯の周波数の電波を使用するレーダーであ                      | キロワット未満のもの(三 氓 帯及び九 氓 帯の周波数の電波  |
|   | するものに限る。)    するものに限る。)  |
| [ 茶電  | であつて、電波法施行規則(昭和二十五年電波監視委員会規則第一のよう)、日本の「対の、対の、対の、対の、対の、対の、対の、対の、対の、対の、対の、対の、対の、であった。 |
| 17. 合理であるすのが、そのとはいとでる   | シンファストラック(しはち)引き女)言をから言った。  |
| は下台里である…5つは、欠りにおりにする。 無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又 | は下台里であるようりは、欠りとおりにする。 る無線航行のためのレーダーであつて、同条第一項又は第二項の規定を適用することが困難又                    |
| 一 無線設備規則(以下「規則」という。)第四十八条第三項の規定により、船舶に設置する                      | 一 無線設備規則(以下「設備規則」という。)第四十八条第三項の規定により、船舶に設置す   |
| 改 正 前   | 改 正 後   |
|   |   |

| た傍線は注記である。   | 備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線                            |
|--|--|
| [()~四 同上]  | [①   |
| を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。 前項第二号に掲げるレーダーであつて、三二・三 邸から三五・二 邸までの周波数の電波 | を使用するものは、次に掲げる条件に適合すること。 前項第三号に掲げるレーダーであつて、三二・三 邸 から三五・二 邸 までの周波数の電波 |
| こと。    おるべく小型、かつ、軽量であり、小型船舶において使用するのに適したものである。                     | (六) 小型、かつ、軽量であり、小型船舶において使用するのに適したものであること。                            |
| [四・田 同上]   | [四·<br>(五) 略]  |
| 三 規則第四十八条第一項第七号の条件に適合するものであること。                                    | 三 設備規則第四十八条第一項第七号の条件に適合するものであること。                                    |